

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たると翌日)

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県あん摩、マツサージ、指庄、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会規則の一部を改正する規則

鳥取県あん摩マツサージ指庄師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規則の一部を改正する規則

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

土地区画整理審議会委員選挙規則を廃止する規則

### ◇告 示

新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

臨時種畜検査の実施

土地改良法による換地計画の決定

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

### ◇人委規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十三号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第七号(一)中「第十七条」を「第十六条」に、「貸付対象施設等」を「貸付対象設備等」に改め、「検査」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二商工労政事務所長の項

二号の規定により商工労政事務所に委任されたものを除く。)を  
 え、同号(二)中「第二十条」を「第十九条」に、「貸付対象施設等」を「  
 貸付対象設備等」に改め、同欄第十五号(一)中「商工指導所長の項(一)」を  
 「商工労政事務所の項第一号(一)」に、「商工指導所長」を「商工労政  
 事務所長」に改め、同号(二)中「第四条第一項第五号(ハ)」を「第四条第一  
 項第五号ハ」に改め、同号(四)中「商工指導所長の項(二)」を「商工労政事  
 務所長の項第一号(二)」に、「商工指導所長」を「商工労政事務所長」に  
 改め、同号(五)中「商工指導所長の項(三)」を「商工労政事務所長の項第一  
 号(三)」に、「商工指導所長」を「商工労政事務所長」に改める。

別表第三労政訓練課の項課長専決事項の欄第二号中「別表第二」の下  
 に「商工労政事務所の項第三号の規定により商工労政事務所に委任  
 された事務及び同表労政事務所の項」を加え、同欄第五号中「認定」  
 の下に「(職場適応訓練に係るものを除く。)」を加える。

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

五 鳥取県訓練手当支給規則第十一条第二項の規定による訓練手当の受  
 給資格の認定のうち職場適応訓練に係るもの

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十二号を次のように改める。

十二 鳥取県子牛公正取引条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第八号)  
 第五条第二項の規定による子牛の特例取引の承認

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第三号(四)中「第十六条第二項第  
 二号」を「第十六条第二項」に改め、同欄第十号の二を削り、同欄第十  
 二号を次のように改める。

十二 鳥取県種雄豚検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)  
 に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による種雄豚証明書の交付  
 (二) 第九条の規定による種雄豚証明書の効力の取消し又は停止及び  
 停止の解除  
 (三) 第十四条の規定による種雄豚検査員に対する立入検査の命令  
 別表第三畜産課の項課長専決事項の欄中第十三号を削り、第十四号を  
 第十三号とする。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則  
 第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二商工指導所長の項を次のように改める。

商工労政  
事務所長

- 一 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令(昭和三十八年通商産業省令第百二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一号から第三号まで及び第五号に規定する診断の実施
- (二) 第七条の規定による第三条第一号から第三号まで及び第五号に規定する診断に係る診断報告書の交付
- (三) 第九条に規定する診断報告書の内容の実施等に関する指導
- 二 鳥取県中小企業近代化資金貸付要領第十六条の規定による貸付対象設備等に係る検査
- 三 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第二項第一号の規定による中小企業者であることの証明

(二) 第二十二條第二項の規定による不正受給の動機が他人の庄迫によるやむを得ないものであつたことの証明

(三) 第三十六條第一項の規定による常時五人未満の従業員を雇用する者であることの証明

(四) 第三十九條の規定による再び中小企業者になつたことの証明

別表第二家畜保健衛生所長の項第九号を次のように改める。

九 鳥取県種雄豚検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）

第三条第二項ただし書の規定による臨時に種雄豚検査を行う必要がある旨の認定

別表第二土木事務所長の項第二十五号(三)ト中「継続占用」の下に「流水の占用を伴うものを除く。」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

鳥取県あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十四号

鳥取県あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会規則の一部を改正する規則

鳥取県あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会規則（昭和二十七年七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十三人」を「十一人」に改める。

第三条第二号中「四人」を「三人」に改め、同条第三号中「五人」を「四人」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規則の一部を改正する規則

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規則（昭和五十八年三月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改

正する。

第二条中「十人」を「六人」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十六号

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事」を「、知事」に改め、第一号を削り、同条第二号中「第四十七条」及び「第四十八条第五項」の下に「（第五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五十九条第二項、第四項及び第六十四条」を「第六十四条、第七十五条の二第四項及び第八十五条第五項」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第二条中「三十七人」を「十五人」に改める。

第五条第一項中「、入植者選定部会、金融部会及び営農部会の四部会」を「及び入植者選定部会」に改め、同条第二項中「、入植者選定部会、金

融部会及び営農部会」を「及び入植者選定部会」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「外は」を「ほかは、」に改め、「又は合同部会」を削り、同項を同条第三項とする。

第六条中「外」を「ほか」に改め、同条第七号中「入漁権」を「、入漁権」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 農地法第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定等につ

いての同条第四項の規定による諮問

九 農地法第八十五条第一項の規定による異議申立てについての同条第五項の規定による諮問

第七条中「外」を「ほか」に改め、同条第一号中「農地法施行令」の下に「（昭和二十七年政令第四百四十五号）」を加え、同条第二号中「但書」を「ただし書」に、「同法第六十四条」を「同条」に改め、同条第四号を削り、同条第五号ロ中「但書」を「ただし書」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とし、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とする。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

土地区画整理審議会委員選挙規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十七号

土地区画整理審議会委員選挙規則を廃止する規則

土地区画整理審議会委員選挙規則（昭和四十五年九月鳥取県規則第七十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、泊村長から同村の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和五十九年九月十七日現在の地番による。）

新たに生じた土地の面積

泊村大字石脇字二ノ甲亀山二二六〇、一二九六の一、一三〇二と一体をなす国有地の地先

二二〇・九一平方メートル

鳥取県告示第八百一十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十九年九月十七日現在の地番による。）

大字石脇字二ノ甲亀山

大字石脇字二ノ甲亀山の全域

大字石脇字二ノ甲亀山二二六〇、一二九六の一、一三〇二と一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第八百一十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種番検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日 昭和五十九年十一月二十日 午後一時から	検査場所 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県種畜場	家畜の種類 牛
--------------------------------	---------------------------------	------------

鳥取県告示第八百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十九年十月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
大山町役場及び淀江町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること

と。

鳥取県告示第八百十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人なるうとするに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調査の縦覧
発起人なるうとする者の住所及び氏名	場所
岩美郡岩美町大字浦富二五二八 竹 中 秀 雄	期 間
加入区	昭和五十九年十月三十日から同年十一月十三日まで
浦富加入区	
漁業の区分	
漁業災害補償法 第一百四十二条 に掲げる漁業	
協同組合	
浦富漁業	
岩美郡岩美町大字浦富二四七三一 奥 田 春 美 岩美郡岩美町大字浦富二四七三一 浜 野 好 男	

西伯郡淀江町大字淀江九三七	淀江加入区
野 引 亮 介	
西伯郡淀江町大字淀江八八〇	
松 本 俊 二	淀江漁業協同組合
西伯郡淀江町大字西原五一〇	
本 田 正 美	

鳥取県告示第八百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月三日 鳥取県指令受都計第百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字柏木、字下樋掛、字上樋掛及び字犬島赤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一

鳥取市土地開発公社

理事長 西尾 優

鳥取県告示第八百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

国府町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二・二・五十四号 ふたば公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十月三十日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 岩美郡国府町稲葉丘三丁目地内

2 使用の部分 なし

### 人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中

	所長	次長	長	
	係長	長	係長	長

を

商工指導所	米子商工労働事務所
-------	-----------

に、「労政事務所」を「倉

吉労政事務所」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中「商工指導所」を「米子商工労働事務所」に、「労政事務所」を「倉吉労働事務所」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会



規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

働教育又は公

管轄区域

を

労政事務所

情報収集、調査、  
用自動車の運転

米子商工勞  
政事務所

情報収集、調査、  
用自動車の運転

倉吉勞政事  
務所

情報収集、調査、  
用自動車の運転

働教育又は公

米子市、境港市、  
西伯郡及び日野  
郡の区域

働教育又は公

倉吉市及び東伯  
郡の区域

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「商工指導所」を「米子商工勞政事務所」

に、「勞政事務所」を「倉吉勞政事務所」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。